

令和 3 年 第 2 回 定 例 会

北本市総務文教常任委員会会議録

令和 3 年 6 月 4 日 開 会

北 本 市 議 会

## 総務文教常任委員会

1. 開会年月日 令和3年6月4日(金) 午前 9時00分
  2. 出席委員 日高英城委員長 中村洋子副委員長  
金森すみ子委員 岡村有正委員  
保角美代委員 大嶋達巳委員  
加藤勝明委員
  3. 欠席委員 なし
  4. 説明のため出席したもの  
田中正昭 総務部長 佐藤健市 税務課長  
選挙管理委員会事務局長  
併監査委員  
中根武 事務局局長  
併固定資産評価審査  
委員会書記
- 事務局職員出席者  
佐藤絵美 主 査

開議 午前 8時58分

○日高英城委員長 ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

議事に入る前に、委員会の傍聴について申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、北本市議会委員会条例第16条第1項に基づき、議員を含め、3人を上限として傍聴を許可することといたしますので、御了承ください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時00分

再開 午前 9時00分

○日高英城委員長 休憩を解いて再開いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりです。

本委員会に付託されました案件は、議案2件でございます。

委員の皆様の慎重なる審査をお願いいたします。

日程第1、議案第33号 北本市税条例等の一部改正についての審査を行います。

既に議案調査等で説明は終了いたしておりますので、早速審査に入ります。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

質疑はございませんか。

保角委員。

○保角美代委員 それでは、北本市税条例等の一

部改正についてということで、この改正の背景というか、なぜこういう改正が必要になったのか、まずお伺いをいたします。

○日高英城委員長 佐藤課長。

○佐藤健市税務課長 改正の全体的な趣旨の御質問かと思えます。

今回、国のほうで、令和2年12月10日に、政府与党ですけれども、令和3年度税制改正大綱が示されました。その中で、地方税に関する部分で税制改正に該当するもののうち、本市の条例に影響のあるものについて、前回の臨時会でも御審議いただきましたけれども、専決した部分も含め、今回の議案と全体的に令和3年度税制改正によるものと、全国一律の改正というものになっております。

以上です。

○日高英城委員長 保角委員。

○保角美代委員 主な改正内容について、3点ほどお伺いをしていますが、北本市において影響する影響額というか、影響人数というか、影響があるのかないのか、お伺いいたします。

○日高英城委員長 佐藤課長。

○佐藤健市税務課長 先ほどの令和3年度税制改正のうちの、実際本市に対して影響がどれだけ生じるかという御質問ですけれども、まず資料の中の(1)住宅ローン控除の特例を13年間とする特例が新設するという規定ですけれども、こちらは令和5年課税から該当になっておりまして、そこから令和17年までとなります。令和4年12月末までに入居された方が該当します。

金額的に見ますと、実際には、令和15、16、17年と延長しますので、その影響額はまだ推測ができないところですが、これまでの実績からいいますと、住宅ローン控除が約1年で5,500万円ほどの影響を生じている状況になりますので、その規模感が3年延長になると捉えております。

また、(2)の国外居住の控除対象扶養親族の取扱いの変更についてですが、主にこれは外国人の方が御自分の国元の親族を養うために、10人とか多数の親族を控除に入れることで税収に影響が出ているという課題が背景にあります。同様に市内でそういう状況があるかといえますと、調べたところ、多くて扶養親族の数が5人、平均的に見ると3人程度と、一般家庭の構成に大体近いということで、この条文が適用されて、控除されないというケースは僅かかと見ております。

(3)のセルフメディケーション税制については、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除と二本立てになっており、そのどちらかを選択して申告をしていただくという設計になっております。

実際のこれまでの実績でいいますと、セルフメディケーションによる控除額については、調べた結果、10万円程の実績でございます。全体から見ると僅かな影響となります。

今後、この制度の中では、使える医薬品を見直しながら、令和9年度まで制度を延長して、どれだけ効果があるかというのを見ていくとい

う設計になっております。今後、増える形になるかと思えますけれども、現時点では通常の医療費控除のほうがまだメリットが大きいのかなと捉えております。

以上です。

○日高英城委員長 保角委員。

○保角美代委員 2番目の改正で、国外居住者を対象外とするということで、多くて5名、平均3名ということで、国外居住者を対象外ということで対象者は絞られてくるのかなと思うのですが、こちらの方に、外国人の方だと思うので、その周知等はどのようになされていくのか、お伺いいたします。

○日高英城委員長 佐藤課長。

○佐藤健市税務課長 この改正部分のまず周知と、こちらのこういった書類を確認していくかとか、実際には、例えば、母国の証明が必要になったりするケースもございますので、そういった状況を踏まえて、全体的な税制改正の中では、施行日を令和6年1月としております。来年度課税からすぐというわけではありませんので、その間に、例えば申告する際に居住を確認するような手続の手順、そういった運用の内容を整えた上で、令和6年の施行に間に合わせていくというような形になるかと思えます。

以上です。

○日高英城委員長 ほかに質疑ございませんか。  
金森委員。

○金森すみ子委員 すみません。分からないところでお願いします。

説明資料の黒枠の対象者の中なんですけれども、30歳以上70歳未満である理由と、あと38万円以上の支払いを受けている者の38万円は、基礎控除分ぐらいのだと思うのですが、基礎控除って変わったという、そこら辺をお願いしたいんですけれども。

○日高英城委員長 佐藤課長。

○佐藤健市税務課長 御質問の、国外に居住する親族のうち30歳以上70歳未満の方は原則控除から外れ、その除外要件として、留学している方、障害者の方、また、国外の居住者で仕送りとして38万円以上支払いを受けている者という方が該当になっておりますけれども、38万円というのは以前の基礎控除の部分も要素はあるかと思いますが、基本的に除外要件の3つを通して言えることは、結局、その人の所得から見て、税額を算出する所得税なり、個人市民税というつくりになっている以上、その扶養親族がいることで担税力が落ちるんですよ。要は、扶養することで費用がかかって、税金に回せるお金が減るといった状況が生じますので、その部分を見てあげましょうというのが、そもそもの扶養控除の原則になっております。

ですので、ある一定の金額という、基礎控除に相当するような額が38万という形になっているのではと思われませんが、基本的には家計の中から扶養に占める金額の割合というのが高くなってまいりますので、そうすると、それに応じた担税力ということで、税額を控除して負担していただくという設計になってございます。

以上です。

○日高英城委員長 金森委員。

○金森すみ子委員 30歳以上70歳未満を当てる理由というのも一緒ですか。

○日高英城委員長 佐藤課長。

○佐藤健市税務課長 この年齢の部分の範囲ですけども、基本的に就労可能な年齢と捉えていまして、そこではその人の収入によって扶養されるのとは違って、30歳以上70歳未満の扶養される側の親族は、自分で働けるという部分もございまして、そういった意味で基本的に除いているというところがございます。

以上です。

○日高英城委員長 ほかに質疑ございませんか。  
大嶋委員。

○大嶋達巳委員 先ほど住宅ローン控除の部分で、影響額について5,500万円という説明があったかと思うんですけれども……

〔「5,000万円」と言う人あり〕

○大嶋達巳委員 5,000万円ですか。では、すみません。5,000万円ということですけども、確認になりますけれども、これは1年間の歳入における個人市民税が、5,000万円歳入が減るという意味でいいでしょうか。

それとあと、この5,000万円という金額はお聞きしましたけれども、これによって影響を受ける人数、これについて分かりますでしょうか。

○日高英城委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時12分

再開 午前 9時12分

○日高英城委員長 休憩を解いて再開します。

佐藤課長。

○佐藤健市税務課長 先ほどの訂正も含めて発言いたします。

先ほど「5,500万円」と住宅ローン控除の影響額について答弁いたしましたが、「5,000万円」に訂正します。おわびいたします。

また、先ほどの大嶋委員の質問に対して、いづれにしても、これは令和2年度の実績額になります。適用人数にして1,248人が該当します。金額については、先ほどの5,000万というのは、住宅ローン控除によって税収が減りますので、その分が地方特例交付金で補填されます。その補填された額をお答えしたものです。それを影響額としてお答えしております。

以上です。

○日高英城委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 影響ということでは言われましたけれども、そういった形で補填されるわけですから、両方合計すればプラス・マイナス・ゼロということではよろしいでしょうか。

○日高英城委員長 佐藤課長。

○佐藤健市税務課長 おっしゃるとおりでございます。

○日高英城委員長 ほかに質疑ありますか。

岡村委員。

○岡村有正委員 今回、条文としての整理という観点でよいのかどうかということだけ、1点お聞きします。

第24条2項、今まで括弧書きの部分の中が今

回改正ということになってはいますが、従来条例では「年齢16歳未満の者及び」というところがないことは、先ほど来の御説明では、非課税範囲というのは基本的に16歳未満については従来どおりという解釈でいくとしたら、条文の整理ということではよろしいかということをお伺いします。

○日高英城委員長 佐藤課長。

○佐藤健市税務課長 条文の内容でいいますと、ここは表現の整理というか、条文の整理という性格もございます。というのも、従前の規定ですと16歳以上という規定でございましたが、16歳以上の中に今回除外する部分、先ほど申し上げました留学生、障害者の方、あと仕送りを38万以上受けている国外居住の方、これらの方は該当となりますが、それ以外の30歳以上70歳未満の国外に居住する親族に対しては扶養から除外規定について、所得税法の改正がございました。また、それに対応して、地方税法の改正もなされました。その結果、条例が、16歳以上という条文にしたままですとその除外した部分を含めてしまいますので、改正する必要が生じたということでございます。

○日高英城委員長 ほかに質疑ございませんか。  
中村委員。

○中村洋子委員 住宅ローン控除の見直しの点で、過去3年とか、傾向的には住宅ローン控除が増えているのか、減っているのかというところでは、新しい家が建っているのか、どういう状況に見込みとしてなっているのか、教えてください

い。

○日高英城委員長 佐藤課長。

○佐藤健市税務課長 住宅ローン控除、これは実績を基にお答えいたしますが、増えているか、減っているかという御質問について、前年度と比べて増えている状況にあります。

○日高英城委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「暫時休憩お願いします」と言う人あり〕

○日高英城委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時19分

再開 午前 9時19分

○日高英城委員長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

中村委員。

○中村洋子委員 24項の「法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。」という項目について、内容を説明してください。

○日高英城委員長 佐藤課長。

○佐藤健市税務課長 今回の改正内容の中で、附則10条の2、第24項についての説明をいたします。

こちらの部分は、全体的な整理の中では規定の整備の中には入れておりますが、実際はこれは固定資産税関係の特例の規定になります。どういった規定かと申しますと、わがまち特例という、自治体単位で特例の割合を定めることができる、ある程度裁量が認められた規定でございます。

内容については、最近、都市災害で特に大都市に多いんですけれども、地下の駐車場とかに雨水が流れ込んで被害を受けた方や、あと財産に被害があったりとか、そういった状況を踏まえて、災害の対策をしていこうという流れがございます。そういった災害の対象になる河川、特定都市河川といいますけれども、これを流域の自治体等で防災についての、治水についての計画を策定しますと、特定都市河川という指定がなされますが、その流域に雨水をためる施設、雨水貯留施設といいますけれども、これを造った場合、償却資産に対して固定資産の課税標準額を2分の1から6分の1の範囲で軽減するという制度でございます。なぜその幅があるかというと、地域の実情に応じて設定してくださいという裁量がございます。

本市では、その基準の中で、標準的な基準としては参酌基準というのがございまして、それが3分の1でございます。

この後、本市については、今のところ沿川、流域の河川に特定都市河川に指定された河川がないということ、また、治水に対する計画もまだ策定していない、実際3年以内にそういった大きな、10億円以上の被害が起きているところとか、そういった条件から見ると、まだ該当していない状況ですので、今回は条文を追加するというので、規定の整備の中に整理させていただきました。

以上です。

○日高英城委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○日高英城委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○日高英城委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第33号 北本市税条例等の一部改正について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○日高英城委員長 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、日程第2、議案第34号 北本市固定資産評価審査委員会の条例の一部改正についての審査を行います。

既に議案調査等で説明は終了していますので、早速審査に入ります。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

質疑ありませんか。

岡村委員。

○岡村有正委員 それでは、お伺いします。

まず、今回、押印が必要ないという判断をされた、その一番の理由をお聞かせいただきたいと思います。

また、今回の審査申出、これは年間何件ぐら

いあるのか。

それとあと、第8条の5項で言われていますけれども、口述書のほうは署名押印という表現になっていますけれども、今まで、口述書のほうは署名押印だったのですが、申出書のほうは署名押印でなかったようでも可能だったみたいなのですが、この辺の違い、今後は必要ないということなのですから、一応理由をお伺いできればと思います。

以上です。

○日高英城委員長 中根書記。

○中根 武選挙管理委員会事務局長併監査委員事務局長併固定資産評価審査委員会書記 まずはじめに、押印廃止の理由でございます。

押印の効果といたしましては、文書の真正な成立が推定されることで、そのことにより証明の負担が軽減されるといったものがございます。しかし、本人確認は、押印の有無のみで判断するものではございません。申請内容や添付書類等、本人確認であると確認推定ができる場合や、実地調査等の機会、こういったところで確認が取れることとなります。そういったことで本人確認できるものでございますので、押印の廃止を、今回、押印義務を廃止するといった形にさせていただきます。

続きまして、2点目の昨年度の申出の数でございますけれども、昨年度はゼロ件でございます。

続きまして、第8条第5項の「署名押印しなければならぬ」といったところが「記載しな



なければならない」といったことに改めるところでございますけれども、先ほどお話しありましたように、第4条では署名を求めておりません。第8条につきましては、当初は署名、押印を求めているんですけれども、今回の改正で署名による記載に限定するものではないような形に変更させていただきます。

以上でございます。

○日高英城委員長 岡村委員。

○岡村有正委員 今回、押印の関係で、他の自治体の事例を調べていたのですけれども、例えば横浜市においては、固定資産評価審査委員の調書でも押印を廃止しているようなのですが、その辺については本市では検討されたのかどうか、お伺いします。

○日高英城委員長 中根書記。

○中根 武選挙管理委員会事務局長併監査委員事務局長併固定資産評価審査委員会書記 委員会または書記が作成する調書につきましては、御指摘のとおり、今回、押印の廃止というのは行っておりません。これにつきましては、文書の真正性担保の観点から、今回、押印につきましては要するものとしております。

また、こちらにつきましては、固定資産評価審査委員会条例（例）が国から示されておりますけれども、これに沿って今回改正しております。国からの条例（例）につきましても、この部分についての削除は行っていないということで、今回、同様に、それに沿って削除はしておりません。

○日高英城委員長 ほかに質疑ございませんか。  
大嶋委員。

○大嶋達巳委員 押印に関しては、令和2年11月19日に押印見直しガイドラインというのが制定されて、それから取り組んでこられたんだと思うんですけれども、そういった中で今回の改正が、ガイドラインが制定されてから半年ぐらいたったわけです。もうちょっと早く、前回の3月議会にはできなかったのか、なぜ今議会になったのか、その理由についてお尋ねします。

○日高英城委員長 中根書記。

○中根 武選挙管理委員会事務局長併監査委員事務局長併固定資産評価審査委員会書記 この条例の改正につきましては、先ほどお話しさせていただいたんですけれども、国が示す固定資産評価審査委員会条例、こちらに沿って策定したという経緯がございます。

国が示した固定資産評価委員会条例（例）の改定が令和3年3月31日付で示されまして、県のほうから令和3年4月1日に通知がございましたので、今回、この機会に改正をさせていただくといった形になります。

○日高英城委員長 ほかに質疑ございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○日高英城委員長 では、質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○日高英城委員長 討論がないようですので、討

論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第34号 北本市固定資産評価委員会条例の一部改正について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○日高英城委員長 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議長から総務文教常任委員会に付託されました議案2件の審査が終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任いただき、案を作成後、皆様に配付し御意見を伺いたいと考えていますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○日高英城委員長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、副委員長より閉会の挨拶をお願いします。

○中村洋子副委員長 以上で、総務文教常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前 9時34分